

## 風間浦村における産業振興施策促進事項

令和2年8月31日作成  
青森県風間浦村

### I. 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である風間浦村全域を産業振興施策促進区域とする。

### II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取り組みについては、令和2年10月1日から令和7年3月31日まで行うこととする。

### III. 産業の振興施策促進区域における産業の振興を図る上での課題

#### (1) 風間浦村の産業の現状

(全般)

- 本村は、青森県下北半島の北西部に位置し、東部と南部はむつ市に、西部は大間町に隣し北部は津軽海峡に面し、津軽海峡を隔てて北海道と対峙している東西20km、南北8kmで面積は 69.55 km<sup>2</sup>の臨海村であり、海岸線の延長は20kmに及び狭隘な地域に4つの全集落が点在し、総面積の 92.9%が山林で、そのうちの 78.8%が国有林となっており、殆どが傾斜地で平地部は極めて少なく漁業と観光業が基幹産業となっている人口が約1,800人の村です。

(農林業)

- 農業については、耕地は5haで、このうち水田が2haであり自家消費米となっています。また畑は3haであり、家庭菜園中心の小規模農家であり多種多様な作物が栽培されていますが殆どが自家消費となっています。

また、林業については、本村の森林面積は 63.79 km<sup>2</sup>で人工林は 24.1 km<sup>2</sup>となっており、小規模経営となっています。

(水産業)

- 水産業については、昭和24年に下風呂・易国間・蛇浦の漁業協同組合が設立されました。昭和50年代には三漁協の生産額は約15億円程を誇っていましたが、現在は4億円程度と最盛期の4分の一まで激減しています。その主な要因は、地球温暖化の影響による自然環境の変化による海水温の上昇等から漁獲対象魚の減少や昆布等の不作によるウニ・アワビの生育不良等があげられます。更には魚価格の低迷など様々な要因が重なり漁業従事者の担い手不足や高齢化が顕著に表れています。

#### (観光業)

- ・ 観光業については、近隣に靈場恐山や景勝地の仏ヶ浦を周遊し、本村には 550 年以上の歴史のある下風呂温泉があることから年間 69 千人の観光客が訪れており、旅館ホテルなどは 11 軒あり年間 21 千人が宿泊しています。

#### (製造業)

- ・ 青森県工業統計調査によると、製造業は5社が立地しており、本村の地域資源であるウニの加工業者が2社と木材製造業者3社が立地します。製造品出荷額は6億8千万円であります。

#### (農林水産物販売業)

- ・ 農林水産物等販売業については、産直施設「ふのりちゃん」において、地元の農産物や海藻類等を販売しており会員11名で5百万円の売上となっています。

### (2) 風間浦村の産業振興を図る上での課題

#### [農林業関連]

- ・ 農業では、経営規模が零細であり加えて気象条件にも恵まれず生産性が低く、また、野生鳥獣による食害もあり高齢化による農地離れが進んでおり遊休農地の増加が懸念されています。  
このような中で、特定作物に取り組む農家が現れており担い手の育成に努めるとともに農業生産の維持・継続をしていくことが必要であります。
- ・ 林業では、小規模経営で大径木材が極端に不足している影響から経営環境が一段と厳しい状況に置かれているとともに、林業従事者の離職や高齢化などにより森林整備が困難となっており更には林道、作業道等の生産基盤が未整備となっていることから、林業従事者の育成から林道等の整備を進める必要があります。

#### [水産業関連]

- ・ 水産業では、スルメイカ漁の不漁や昆布等の不漁により漁業収入が安定せず、就業者の高齢化や若年層の村外流出も続いているため手不足となっています。このような中で安定的な漁業収益を得る為の養殖事業への転換や付加価値を付けた魚介の販売に繋げる必要があります。

#### [観光業関連]

- ・ 観光業では、4月から11月までの宿泊客が全体の9割を占めており、冬季観光客の誘客増加を目指すとともに、一人旅や少人数化、顧客ニーズの多様化などに対応した宿泊地としての魅力づくりが必要であります。

[製造業関連]

- ・ 製造業では、地域資源を活用した企業が5社あり、安定した雇用を維持するためにも現在稼働している企業の支援に引き続き務める必要があります。

[農林水産物等販売関連]

- ・ 当村は、下北半島の北西部に位置し県都から遠距離にあり、国道279号は狭隘部が多く、冬季間は観光客の入れ込みが無くなるため、直売施設は休業を余儀なくしています。そのため、観光施策と連携して宿泊施設における地産地消に取り組む必要があります。

[その他]

- ・ 磯焼け現象によるウニの異常発生など磯根資源の枯渇が課題となっており、復活を目指した取り組みや支援体制の整備が必要あります。
- ・ 村内事業者の設備投資を促進することが不可欠であり、租税特別措置及び不均一課税の活用を検討する必要があります。
- ・ 産業振興に資する人材や地域づくりを推進する人材の育成に取り組む必要があります。

IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

農業、漁業、林業、観光業、製造業、農林水産物等販売業

V. IVの業種を振興するために行う取り組みの内容及び関係団体との役割分担に関する事項

○ 風間浦村

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 漁業生産基盤の整備・支援
- ・ 各種産業振興施設・設備の整備
- ・ 補助金等交付財産活用事業の推進
- ・ 林道・森林作業道の整備
- ・ 造林事業の活用による間伐等の森林整備の推進
- ・ 造林事業の推進
- ・ 低利融資制度の情報提供
- ・ 農林漁業従事者の育成・就業支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用検討
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進

○ 青森県

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 漁業生産基盤の整備・支援
- ・ 林道・森林作業道の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 造林事業の推進
- ・ 低利融資制度の情報提供
- ・ 農林漁業従事者の育成・就業支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置等の税制優遇措置の周知
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進

○ 風間浦村商工会

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 経営相談への対応、低利融資制度の斡旋
- ・ 異業種交流の促進

○ 十和田おいらせ農業協同組合むつ支店

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 農産物等販売業の推進のための推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・ 農家への営農指導
- ・ 農産物のブランド化に向けた販売促進活動の強化

○ 下北森林組合

- ・ 林道、森林作業道の整備
- ・ 間伐等による森林整備
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の実施

○ 風間浦村観光協会

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 当該地域のPR活動
- ・ 各種イベントの実施による誘客促進

- 村内三漁業協同組合(蛇浦漁協・易国間漁協・下風呂漁協)
  - ・ 研修等による人材育成
  - ・ つくり育てる漁協の促進と後継者の育成
  - ・ 地域水産物のブランド化に向けた取組強化
  - ・ 水産加工品の開発・販売体制の構築
  
- 関係機関が連携して実施する取組
  - ・ 地域内水産物のブランド化と販路拡大、地産地消の推進
  - ・ 特產品の開発や販売促進活動、市場調査等のマーケティングの強化
  - ・ 村役場、商工会、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の情報共有の推進

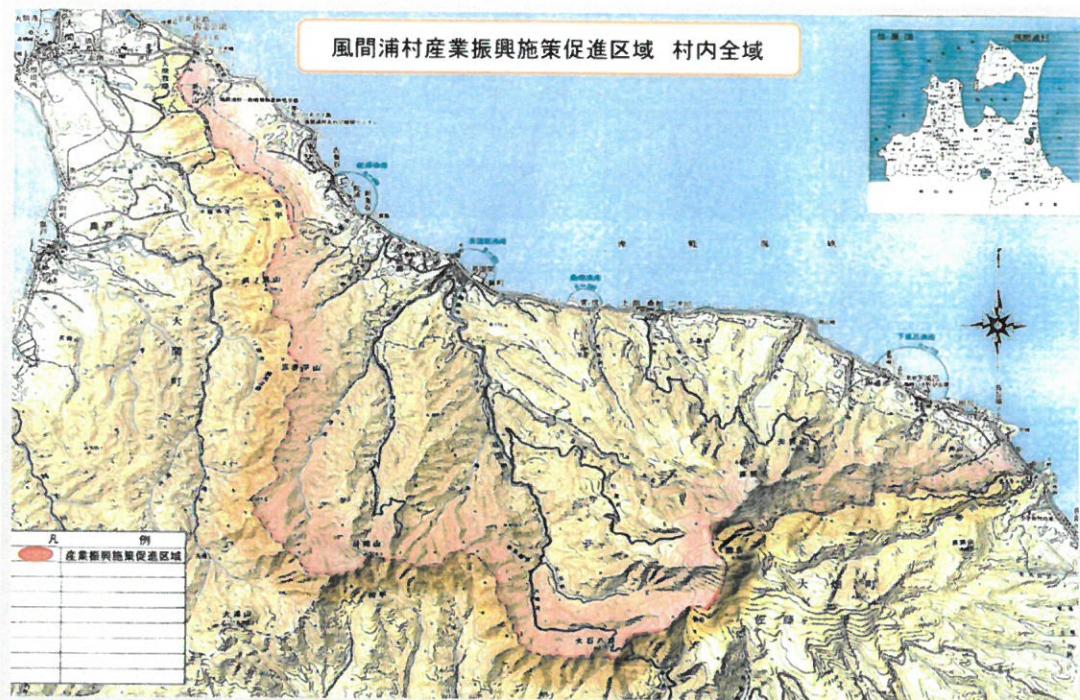
## VI. 産業振興施策促進事項の目標

産業振興施策促進期間の終期までの目標は以下の通り。

	地域資源を活用する製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数 (投資額)	1件 (5百万円)	1件 (5百万円)
新規雇用者数	1人	1人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	1件 (60万円)	1件 (60万円)
不均一課税の適用件数 (適用額)	1件 (10万円)	1件 (10万円)

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用額や村内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。

風間浦村産業振興施策促進区域位置図



## 風間浦村產業振興施策促進事項 工程表

事業	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
振興すべき業種の振興を促進するために行う事業	①租税特別措置の活用推進				
	②地方税の不均一課税の活用推進				

- ① : 産業振興施策促進事項を取り纏め、租税特別措置の活用を推進する。
  - ② : 固定資産税（村）に係る不均一課税の活用を推進する。